

## 報告

# 最低賃金を1000円以上に

小越教授（國學院大學名誉教授・労働総研代表理事）が  
最低賃金裁判で意見書提出

神奈川県では神奈川労連と最低賃金裁判原告団が厚生労働大臣と神奈川労働局長を相手に最低賃金を少なくとも時給1000円以上に引き上げることを求めて横浜地方裁判所に提訴して、裁判闘争をたたかっています。國學院大學の名誉教授で労働総研代表理事の小越洋之助氏は横浜地裁に、現在の最低賃金制度の問題点を明らかにする意見書を提出し、4月22日の裁判終了後の報告集会でその趣旨を報告しました。以下はその報告の一部を文章化したものです。（金融・労働研究ネットワーク事務局）

### 最低賃金制度の基本的な目的・理念

意見書を提出するにあたり、私なりにこれまでの日本の最低賃金制の歴史ですとか、現代の特に非正規雇用の問題とか、大きないくつかの問題、例えば最低賃金と生活保護との整合性、なぜ時給1000円以上を要求するのか、等々、整理しました。その全部は、時間の関係で説明できませんが、ポイントだけ申し上げたいと思います。

まず一番目の現行最低賃金制の変遷です。これは日本の最低賃金制がそもそもどういう目的で作られたのかということです。最初は労働基準法の第28条～31条の中に条文としてはあったのです。それが、新しい最低賃金法が1959年に出来るのですが、条文が新たに文章化されるという形をとっています。その関係で言うと労基法の一環として最低賃金法がある。こういう理解で間違いないと思います。

労働基準法の理念には「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」とあります。最低賃金法も当然この目的・理念がなければならぬ。しかし、現実はそうなっていません。

最低賃金法が1959年に成立するわけですが、

その中身はどういったものであるか。特に目的のところですね。

第1条に目的と書かれていますが、こう書かれています。

「この法律は賃金の低廉な労働者について、賃金の最低限を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする」とあります。

こういう文章が当初の1959年にありまして、2007年の「改正最低賃金法」の中で文章が変わりましたが、骨格は変わっていません。

つまり最低賃金制というのはご覧のように、賃金の最低限を保障することによって、労働条件の改善を図り、同時に今問題になっている労働者の生活の安定を図る。それから同時に労働力の質的向上、事業のほうも公正な競争に努める。さらに国民経済の健全な発展に寄与するということです。

これが基本的な目的であり、理念なのです。ですからこの目的や理念を日本の現在の最低賃金制は本当に果たしているかどうか、ということで以下ずっと論証して結論ではきちんと果たしていないということです。

### 貧困・格差問題解決に重要な 役割を果たすべき最低賃金制度

歴史の話は省略しますが、特に生計費との関係で言いますと意見書の6～7ページのあたりに述べておきました。これについてはみなさんご存知の方が多いと思いますが佛教大学の金澤さんが膨大な生計費調査を行い、全労連が全面的にサポートしました。（全労連はこの改訂版の調査を始める予定）

当時単身世帯ということで、東北の北上市と

か、埼玉県を比較してどの地域でも生計費は変わらないということを論証したわけです。こういうことをきちんとやったのは今までになかったと思います。よく生計費には地域格差があるとか、地方は低いと政府側も出すのですが、統計を見てもものすごく低い水準しか出てこない。その具体的な数字は次の7ページのほうで、図のほうは8ページです。この金澤さんの調査をベースにして、全労連がまた別の地域でやった生計費調査です。これを見ますと、どこでも、最低でも23万とかになります。埼玉では23万3801円で、北上のほうもかなり似た数字なのですね。

時給計算で言うと1500円くらいになる。今の最低賃金では単身者でも生活できないということは、客観的に論証されるわけです。ですから、日本の最低賃金制が如何に低いかは明らかとなります。この問題は生計費の関係から明確に言えると私は思っています。そういうことを主張いたしました。

それから次に以下の点を述べました。ご承知の通り日本の雇用構造には大きな雇用形態別格差がありまして、みなさんも良くご存知だと思いますが、非正規の人が非常に増えてきているんです。ざっと言って2000万人を超えてきているのです。つまり4割近くが非正規の人たちになってきているのです。

もちろん正規で低賃金の人もありますが、非正規の低賃金の方が非常に増えてきているのです。このへんは今まで日本の最低賃金法がずっとネグレクトしてきたことで、これをきちっと対応しないと、今色々問題になっている格差や貧困だとかワーキングプアの問題には対応できない。それで私は、有効な手段は色々あるのでしょうけれども、最も重要なものは最低賃金制だと言っているわけです。

14ページからデータは出ておりますが、いちいち説明しませんが特徴的なことは、まず累計的に非正規の人が絶対的に増えてきている。逆に言うと、日本は非正規が中心になる社会に移行しつつある。そういう驚くべきというか、恐るべき状況に今なってきているということがひとつあります。それからその非正規の方々が決して今までのような、正規の補助だとか単純作業だとか、そういう分野だけではなくて、むしろ基幹的な分野にどんどん入ってきている。こ

れが論証の一つのところですよ。

それから非正規の収入ですね。つまり賃金ですがこれが、今までは家計の補助とか、色々言われてきたんですが、そうじゃなくて、主体的に、現実的に生計費の基準になってきている。こういう変化が今現れてきているということを一応論証したつもりです。

パートタイマーの方はえてして、家計の補助というケースが見られると言われておりますが、そういう層はもちろんおりますけども、実はそういう人たちも本人の収入が主たる生計費になっているという現状が今どんどん増えてきている。これも資料で説明したとおりです。ですから、非正規の像はガラッと変わってきている。

この裁判に関わる方にもそういう方はいらっしゃると思うのですが、決して家計の補助とかそういう悠長なことじゃなくてですね、本当に賃金の収入がなければ生活できない。こういう膨大な人で増えていると。ここのところを申し上げておきたい。

### 生活保護制度と最低賃金の整合性が第一

次のところでは、生活保護と整合性のところですが、これは今の最賃裁判の重要な焦点です。最低賃金制と生活保護制度との整合性ということ、実にいい加減な形でつじつま合わせをしてきたということがあると思います。そのへんのところも暴露的な意味も含めて、展開したところですよ。

そもそもこれを決めたのは、中央最低賃金審議会の「目安」小委員会というところで、労働者側委員と使用者側委員とで、一応意見をたたかわせているのです。その文面を見ますと、労働者委員は割合きちんと系統的に筋を立てて話しているんですが、使用者側委員というのは「事業が大変で最低賃金を上げるといろいろな支障がある」というようなことしか言っていないんですね。

その時に、公益委員という人が出てきまして、当時の中賃の会長は今野浩一郎という人ですが、この人が結局は経営者側の主張をとり入れて、そのバックにある政府のデータを使って、生活保護の整合性という計算式を選択して現在のようないい形になったのです。余談ですが、今野浩一

郎という人は人事管理の先生で、当時学習院大学にいたと思いますが、この人の論文では最低賃金問題では私は論文を見ておりません。

専門外の、もっぱら成果主義とかそんな話ばかり書いていた人なのです。私はこの人の本いくつか読んでいます。その分野では色々業績がありますけど、最低賃金問題では私の知る限りでは業績がない。そういう人を会長にして審議した。その結果がこうなっているということなんです。

それでどういう問題になったかということが、35ページからずっと出ておりますが、まずよく問題になっている法定労働時間ですね。原告の主張は「毎月勤労統計」をみても通常の労働時間を算出すると「月間150時間です」と盛んに言っているのですが、当局は月173.8時間の計算でやっている。みなさんすでにお聞きになっていると思いますが、要するに祭日の休み、盆暮れや正月の休みとかそういったものは一切なしです。それで、週40時間で働かせたとして、月間で計算すると173.8時間だとしてやっているわけですね。

逆で言うと最賃は高く表示されているのです。そういう問題があります。それからあと公租公課率の問題があります。これは要するに最賃というのは賃金だから、当然税社会保険料をかけられ、引かれるわけですが、引かれる基準に沖縄という一番低いところの基準をとっている。それも2年ぐらい前のデータを使っている。

そこも一応論証しておりますが、要するに最賃の手取りから税金、社会保険料が引かれるのですが、それには一番低いところの公課率をかけているわけです。

それから、生活保護との整合性で問題になるのは勤労控除があります。生活保護の方々は、働いた時には勤労控除というのがあるんですね。要するに働く時にはいろいろな必要経費が出てまいります。具体的には着物も変わるし、履物も変わるし、交際費だっかかるし、食費だっかなり増える。最低賃金制のほうは、そういうことを全然無視して、必要経費を考えていないんですよ。これが非常に大きな問題です。だから最低賃金がかかなり低く表示されることになる。あと生活保護自体の比較の問題も、いくつかあります。最低賃金と比較した生活保護というも

のをどういう風に協議したか言うと、生活扶助費+住宅扶助費として最低賃金と対比しています。その生活扶助費は人口加重平均のデータを使っている。これが実は、大きな問題です。生活保護受給者はいま大都市部で増えています。生活保護の級地区分1級地—1などです。加重平均ではそこでの現実を反映しないという問題が出てきているわけです。みなさまもこれはお分かりだと思いますが、横浜とかそういう大きな所の数字が出てこないというのがあります。

それから住宅扶助については実績値をとっていることが問題です。桜井啓太氏がいろいろ調べてまして、私は氏の研究成果によっているのですが、実績値をとると、結局、持家世帯とか長期入院・入所世帯も実績値の計算の中に入ってくるのです。そうすると、これはズバリ言うところの家賃の生活保護では生活できないという問題が出てくるわけです。家賃を払う必要のない世帯をも含めて集計した平均ですから。そんなことで一応このところはいくつか利用させていただきましてけど、政府のやり方は問題があることを明らかにしています。

それから特に、法律でいうと最低賃金と生活保護の整合性の条文は第9条なんですけど、その3項と2項に関係あるわけです。3項は新しくつけられた生活保護との整合性に配慮する必要があるという条文ですが、2項のほうに事業の支払能力基準というのが最低賃金決定の基準として出てくるんです。ここはひとつの論点でどちらの方を重視するかということで、書きました。言うまでもなく原告・わたくし達の立場は「第3項を重視せよ」ということです。「最低賃金と生活保護との整合性がまず第一になんだ」ということです。

日本の法律では支払能力ということを盛んに言うんです。外国を比較して見ると最低賃金について支払能力なんて言ってる国はないんですね。なぜ日本で支払い能力支払い能力って言うのか？これを私のデータで論証したところなんです。いろいろ工夫したんですが、他の資料を見ましても結局支払い能力というのに影響するのは様々な要因があるのです。例えば消費税増税もあるし、色々あるわけです。今の安倍内閣がやっているような政策が全て支払い能力に影響するということがあります。

その支払い能力だけをわざわざ取り出すのは問題がある。ということで批判をしております。これを削除することが最低賃金法の大きな前進になるのではないかと思います。この辺は当局は絶対反対するでしょうけども、私どもはそういう立場で挑ませていただきます。

#### 時給1000円は最低でも実現するべき

最後に時給1000円以上ということについてですが、これは十分論証できます。政府がやらなきゃいけないのではなくて、やれるよということで「事実関係でこういうことがある」ということをいくつか申し上げました。

4つばかり挙げています。

結論からいいます。私の論証の一つは、先ほど言った生計費との比較で低すぎるということです。これは言うまでもないことなんです。

それから初任給との比較を一応やりました。日本の最賃適用というのは驚くべきことに、時給で計算してわかりにくいのですが、月の水準であわせると中卒者初任給くらいです。最低でも高卒初任給くらいにすべきだというのが時給1000円以上なんです。ですから、いかに低いかがわかります。時間給でしかやっていないというのは大問題なんですね。生計費というのは月換算ですから、時間給で見ると上がっているように感じるかもしれませんが、月にしてみると生活するのは非常に大変だということがわかるんです。これはなぜかという初任給水準だからというのがあるのです。

今は現にある現在の制度に対する要求ですから、それをクリアしないとイケないわけですけど、現実はそのような問題だということなんです。

それからあと国際比較を見ましても、今の最低賃金法はほとんどが諸外国を見ても全国一律になっているんです。同時に水準自体も高い。いろんな計算方式ありますけれども。購買力平価で見ましても時給1000円以上になっている国が先進国では圧倒的です。アメリカがやや遅れていますが、アメリカの場合、オバマ大統領が最低賃金引き上げを打ち上げています。そして、最近色々なところで、時給1500円以上の水準にする要求運動がでてきております。

日本で、最低賃金が時給1000円以上になるっ

ていうのは決して大きな額じゃなくて、むしろ最低な額です。ですから、これをクリアしてもこれくらいで甘んじちゃいけないよということなのです。

それからあともう一つ言うと、現在の市場賃金、マーケットですね。パートのマーケットの賃金の水準を見ますと、神奈川とか東京など首都圏は時給1000円以上になっているんです。この現実を見ても、なんでこのくらい水準に上げられないのかということをやっぱり本当に考えていただきたい。

もし時給1000円以上になっていけばこれまで在職していた人は本来恩恵を受けなければいけないですよ。だから少なくともそういう人たちに対してはですね、当然ながら+アルファしていかなければならないわけです。そうじゃないと不満を持つとか退職するとかそういう恐れがありますし、生活できないということもあるわけだから。そういう現実の市場賃金が上がったならば、最賃もそれに適応して時給1000円以上に上がるのは当然じゃないかということでそのことも言っておきます。

最後に付け加えたいことは、最低賃金制に関する働く人々の関心をもっと高めることが必要です。賃金の高い人々は「自分の賃金に関係がない」、均等待遇を主張する人は「同一価値労働同一賃金」には関心があっても最低賃金制には無関心。

しかし非正規雇用が2000万人になる時代に、圧倒的に未組織で経営側に賃金が低いと主張できない人々が増えています。「アベノミクス」はこの層をさらに増やそうとしています。現在の制度でこの層の賃金を法規制で引き上げるシステムは最賃制しかないのです。

しかも日本の最賃制は世界に遅れた欠陥法で、とくにその生活できない水準の低さ、決定基準に労働者の生計費でなく事業の支払能力が幅をきかず、47都道府県別に時給が違うというばかげたシステム、まともな労働組合、利害関係当事者を排除する決定機構などです。このしくみは多少の手直しがあれ、半世紀も続いてきました。世界の潮流に日本も合わせる「目覚め」が必要ではないでしょうか。